

新潟県条例第23号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（道路交通法関係手数料）</p> <p><b>第8条</b>（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>令第37条の6の2第1号に規定する講習</u> 1件につき<u>6,450円</u>（<u>法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許</u>（以下この号において「<u>普通自動車対応免許</u>」という。）を受けている者（<u>法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。</u>）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習にあつては、<u>2,900円</u>）</p> <p>6 法第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証</p>	<p style="text-align: center;">（道路交通法関係手数料）</p> <p><b>第8条</b>（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしている</u>と認められるかどうかの確認並びにその結果に基づく指導を行う講習 1件につき<u>2,650円</u></p> <p>(3) <u>令第37条の6の2第1号に規定する講習</u>（<u>更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するものに限る。</u>） 1件につき<u>5,100円</u>（<u>加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習</u>（次号において「<u>簡易講習</u>」という。）にあつては、<u>1,800円</u>）</p> <p>(4) <u>令第37条の6の2第1号に規定する講習</u>（<u>更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対するものに限る。</u>） <u>次のア又はイに掲げる受講者の区分に応じそれぞれア又はイに定める額</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この条において「<u>府令</u>」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者</u> 1件につき<u>5,100円</u>（<u>簡易講習にあつては、1,800円</u>）</p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>ア以外の者</u> 1件につき<u>7,950円</u></p> <p>6 法第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証</p>

明書の交付を受けようとする者又は道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,100円の手数料を納めなければならない。

7 法第108条の4第1項の規定により公安委員会が同項各号に掲げる講習を行わせることとした指定講習機関が行う講習を受けようとする者は、法第112条第1項第12号の講習手数料（法第108条の2第1項第2号、第10号又は第14号に掲げる講習に係るものに限る。）を当該指定講習機関に納めなければならない。

8 （略）

9 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者は、1件につき1,450円（自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあつては、1,200円）の手数料を納めなければならない。

明書の交付を受けようとする者又は府令第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき1,100円の手数料を納めなければならない。

7 法第108条の4第1項の規定により公安委員会が同項各号に掲げる講習を行わせることとした指定講習機関が行う講習を受けようとする者は、法第112条第1項第12号の講習手数料（法第108条の2第1項第2号又は第10号に掲げる講習に係るものに限る。）を当該指定講習機関に納めなければならない。

8 （略）

9 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者は、1件につき1,400円（自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあつては、800円）の手数料を納めなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。